

一般社団法人兵庫県介護福祉士会 選挙管理委員会規程

(目 的)

第1条 一般社団法人兵庫県介護福祉士会（以下「本法人」という）選挙管理委員会（以下「本委員会」という）は、定款第26条に定める理事のうち、県選出理事の選挙管理及び執行を行う。

(業 務)

第2条 本委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 県選出理事の立候補に関する事項
- (2) 県選出理事の推薦に関する事項
- (3) 県選出理事の選挙全般に関する事項

(委員及び監査役)

第3条 本委員会は、本法人の7ブロック(※1)から選出された委員により構成する。なお、各ブロックから必ず1名を推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 委員のうち、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 役員は、委員を兼ねることができない。
- 4 本委員会の監査役として、本法人の監事がこれにあたる。

(任 期)

第4条 委員の任期は会長より委嘱のあった日から、役員が選任される総会の日までとする。

- 2 但し、委員が県選出理事に立候補するときは、あらかじめ退任届を会長に提出しなければならない。この場合、当該ブロックは速やかに委員の補充を行わなければならない。

(兼 務)

第5条 本委員会の委員は「理事・監事細則」第2条に規定する県選出理事立候補者が定数に満たない場合に立候補者の第2次募集行う際に、ブロックに対して立候補者の推薦を依頼することができる。

(召 集)

第6条 本委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見聴取を行うことができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び決議)

第7条 本委員会は、委員の過半数の出席（委任状）をもって成立する。

- 2 本委員会に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(決議の省略)

第8条 委員長が決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる委員全員が書面又は電磁的記録等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会決議があったものとみなす。

(事務の委託)

第9条 選挙に係る事務全般について、事務局に委任することができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃にあたっては、理事会の承認を必要とする。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は平成 26 年 2 月 1 日より改定する。

別記※1

阪神ブロック、神戸ブロック、東播磨ブロック、西播磨ブロック、但馬ブロック、丹波・篠山ブロック、淡路ブロックの7つの地域とする。